

川越市産業観光館 指定管理者の選定

4月から、川越市産業観光館(鏡山酒造跡地)の管理運営は、指定管理者が行います。これは、民間活力を導入し経費の削減を行い、市民サービスの向上をより効果的・効率的に達成するために行うものです。指定管理者は公募し、以下のとおり審査・決定しました。

指定期間＝平成22年4月～同32年3月(10年間)

指定管理者＝株式会社まちづくり川越

審査にあたって

最初に、産業観光部の指定管理者調査部会で、あらかじめ定めた評価の視点・配点に従い、申請のあった3者から提出された申請書類の審査・プレゼンテーション・申請者への質疑応答を行いました。それらを基に厳正な審査を行い、指定管理者選定委員会へ結果を報告しました。同調査部会には、飲食・物販といった民間が得意とする分野の提案を審査するため、外部から2人の専門家に参加していただきました。

次に、同選定委員会で同調査部会での評価・報告を踏まえ、さらに総合的な観点から審査を行い、最も適切と判断した申請者を選定しました。

選定評価の視点、配点、申請者の得点

選定評価の視点	配点	株まちづくり川越	A者	B者	
地域活性化への貢献	1,980	1,370	1,142.5	1,070	* 配点および得点は、調査部会委員11人の合計です。
魅力的な施設整備・運営計画	1,100	835	630	565	
利用者サービス、利用満足度の向上	550	326.25	305	287.5	* 合計点は、小数点以下の端数を切り捨て。
指定管理業務を安定して行う能力	1,760	1,145	1,017.5	962.5	
効果的・効率的な維持管理	110	72.5	65	65	
合計点	5,500	3,748	3,160	2,950	

審査講評

株まちづくり川越について

同跡地の立地特性や設置目的を認識した施設構成となっている点や、収益を地域活性化やまちづくりへ活用するなど、市民還元への配慮がなされていました。また、十分な初期投資を図り、内装などの魅力創出に配慮がされているなど、業務仕様で求める水準を満たしており、他の申請者よりも優位性が認められました。

A者について

飲食・物販などの個々の業務に関する実績やノウハウがあり、評価できる点がありました。一方、休館日の考え方や貸館施設の料金設定など、業務仕様で示している内容と相違している点がありました。

B者について

3者中1番多くの売り上げを見込んでいて、多くの集客を行おうとする熱意は感じられました。一方、地域ではぐくまれた食や特産品を提供するという設置目的、業務仕様で求める水準を満たしていない点がありました。

* 選定の経過について詳しくは、中心市街地活性化推進室・市ホームページで見ることができます。

TEL 224-6097
お問い合わせ：文化財保護課
会場：喜多院・仙波東照宮・日枝神社(小仙波町一丁目)
日時：1月22日(金)、午後1時30分～

1月26日(火)は「文化財防火デー」。これに合わせて、次のおとろ文化財防火訓練を実施します。地域の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。



市内には数多くの文化財があります。人類共通の貴重な財産である文化財を、次の世代に継承していくことは、私たちに課せられた大きな責務です。

みんなですらう！
文化財

鏡山酒造跡地

川越市産業観光館の愛称を募集



川越市産業観光館(鏡山酒造跡地)の、親しみやすい、施設にふさわしい愛称を募集します。募集案内は、1月12日(火)から中心市街地活性化推進室(本庁舎5階)・庁舎案内(同1階)・公民館・出張所・連絡所・本川越駅証明センター・文化会館・鏡山酒造跡地で配布します。採用された方には、図書カードをプレゼントします。

3月末まで暫定活用する同跡地。10月に、地域食材や特産品を提供する飲食・物販施設、観光案内所のほか、市民活動の拠点となる会議室やギャラリーを備える施設として生まれ変わります。この施設は地域産業への理解を深め、市民と観光客の交流を促進し、地域の活性化を図ることを目的としています。

応募資格…市内在住・在勤・在学

応募規定…①応募作品は自作、未発表、未応募のものに限ります②同一作品で、複数応募はできません③応募作品の著作財産権は川越市に帰属します④応募作品を修正することがあります⑤採用された方の氏名などは公表します⑥いただいた個人情報、目的外に使用しません⑦同じ名称の応募が多数の場合は抽選とします

応募方法…応募用紙または任意の用紙(1応募1用紙)に、愛称名(ふりがな)・愛称名の説明、住所、氏名(ふりがな)、電話番号、在勤・在学の場合は勤務先または学校名を明記し、2月1日(月)(消印有効)までに、〒350-8601川越市役所中心市街地活性化推進室(ファクス可)

*市ホームページでも応募できます。

で、ご相談ください。

問い合わせ…市民課国民年金
担当・TEL224-5764

給与支払報告書を提出
してください

給与支払時に所得税を源泉徴収している事業主は、給与支払報告書を提出することになっていきます。報告書には、昨年一年間に支払った「給料」「賞与」など、すべての給与支払金額を記入してください。提出は、従業員の方が平成22年1月1日現在に住んでいた、それぞれの市区町村長あてです。

なお、昨年中に退職した方についても、同様に提出をお願いします。

給与所得のほかにも所得がない方は、この報告書が事業所から提出されたことにより、市・県民税の申告を済ませたこととなります。

提出期限・場所…2月1日(月)までに市民税課(本庁舎二階)

問い合わせ…市民税課個人住民税担当

TEL224-5640

20歳になったら「国民年金」

大人の仲間になった20歳の皆さんは、国民年金に加入することになります。

「そんな将来のことなんて」と思われるかもしれませんが、長い人生の間には、何が起ころうか分かりません。そんな

ときこそ、あなたを支えてくれるのが国民年金です。

国民年金は、国内に住む20歳以上60歳未満の方が加入することになっています(学生・外国籍の方も対象)。

国民年金は、皆さんの老後の収入を老齢基礎年金という形で保障する制度です。また万一、病気やけがなど

で障害が残った場合の障害基礎年金や、死亡したとき遺族

に支払われる遺族年金が、一定の要件に基づいて支給されます。

保険料を納めずにいると、年金が受けられなくなってしまう。将来を考えて、老後に年金を受け取れるように、20歳になったら国民年金

に加入し、保険料を納めましょう。

なお、就職していて厚生年金や共済組合に加入している方は、国民年金の加入手続きは不要です。

保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除制度(納付猶予)や、学生の場合は学生納付特例制度がありますので